

**◆地域包括ケア体制等に向けて
(事業計画等の観点から)**

第5期介護保険事業(支援)計画の策定に当たっての留意点について

- 第5期介護保険事業(支援)計画(以下「第5期計画」という。)の作成については、今後、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくこととなる。

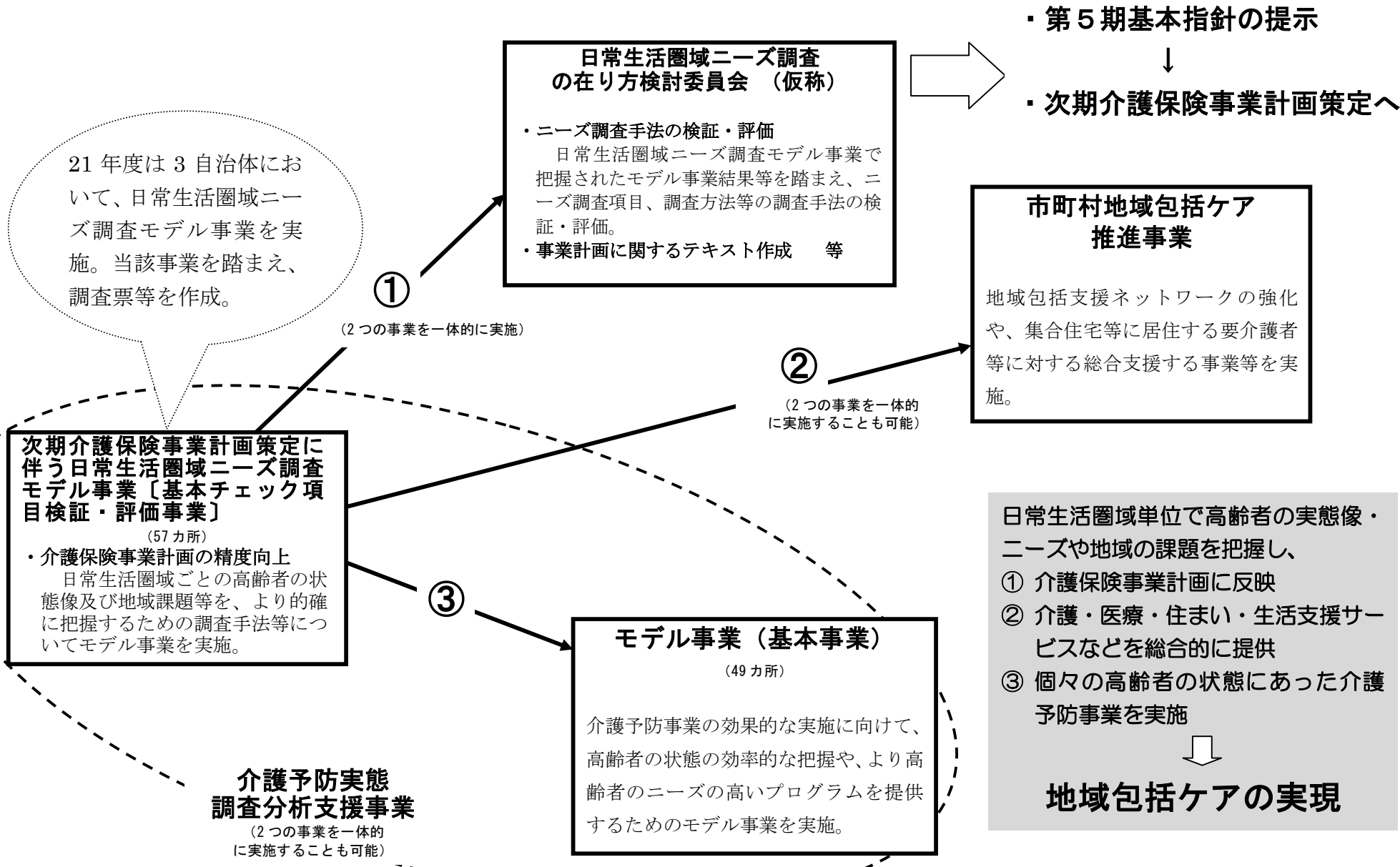
- 第5期計画の策定に当たっては、まず、
 - ① 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
 - ② 介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果、
 - ③ 第4期から第5期までの自然増等の各種要因を勘案し、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

地域包括ケア(地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供)の推進 (第5期計画の充実強化)

- 第3期計画以降は、①急速な高齢化の進展(特に、独居高齢者、認知症の高齢者の増加等)、②高齢者像と地域特性の多様化等、高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、取り組んでいただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要。
- この「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの4つを一体化して提供していくという考え方。

- ◆ 「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、
 - ①どこに、
 - ②どのような支援を必要としている高齢者が、
 - ③どの程度生活しておられるのか、等をよりの的確に把握することが重要。
- ◆ 第5期計画等を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの的確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）を導入し、日常生活圏域単位で高齢者の状態像・ニーズや地域の課題をより今まで以上に的確に把握し、①介護保険事業計画に反映し、介護保険事業計画の精度の向上を図るとともに、②個々の高齢者の状態にあった地域支援事業等を実施。
- ◆ なお、「地域包括ケア」を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、各市町村によって、それぞれ状況が異なることから、各市町村の実情に応じて優先的に取り組むべき重点事項を、各市町村等が判断のうえ選択して第5期計画に位置づけられるようにする等、段階的に介護保険事業（支援）計画の記載内容を充実強化させること等も現在検討しているところであり、成案が得られ次第、順次、お示しする予定。

地域包括ケアの実現に向けた関係事業の概要



(参考) 市町村地域包括ケア推進事業について

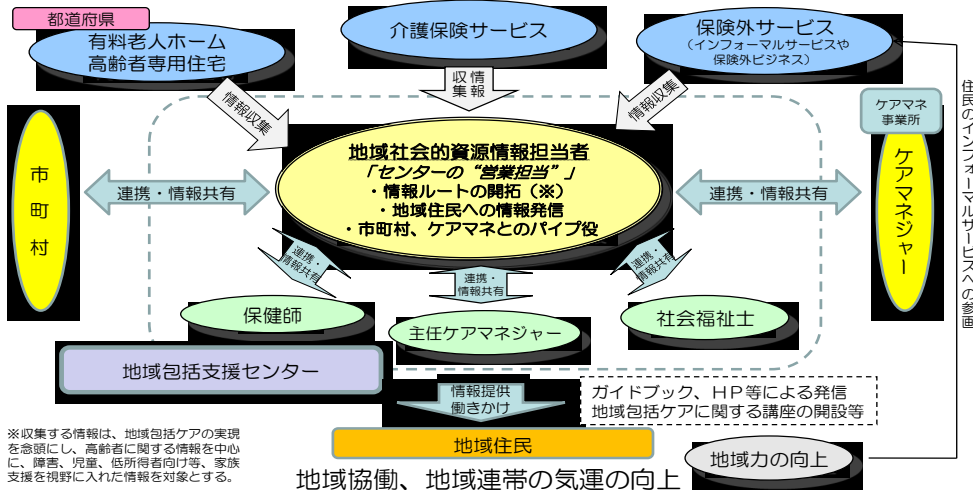
○市町村における地域包括ケア推進のため、地域包括支援センター等を活用して、

- ① 介護保険外サービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業（全国50市町村が対象）
- ② 集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施。なお、この他、市町村の判断により、地域包括ケアの推進に資する事業も実施可能。

事業例

地域包括支援ネットワーク強化推進事業

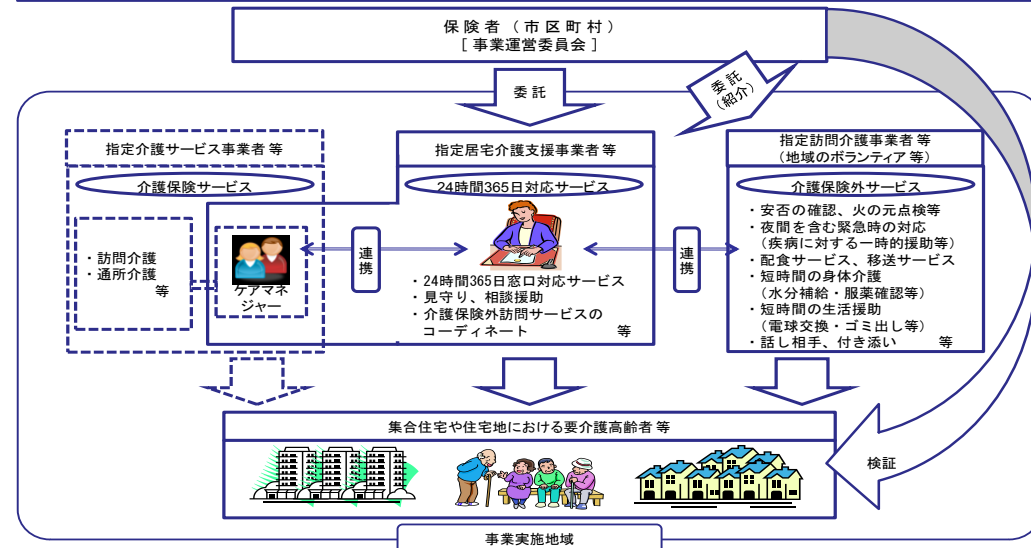
○センターに介護保険外サービス、有料老人ホームや高齢者専用住宅等の住居に関する情報等、包括的な地域の社会的資源に関する情報を、市町村や既存の情報センターと連携しながら、収集・発信する担当者を配置して、センター内での情報共有さらに地域住民等への情報提供を行う。
○地域住民に対して、多種多様な講座や勉強会を開催し、地域の持つ機能や可能性に気づかせ、見守り活動等の地域活動やインフォーマルサービスの主体的な取組を促し、地域包括ケアの推進のため、地域力の再生・復活の働きかけを行う。



※収集する情報は、地域包括ケアの実現を念頭に、高齢者に関する情報を中心に、障害、児童、低所得者向け等、家族支援を視野に入れた情報を対象とする。

集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業（イメージ図）

○高齢者が住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対して、指定居宅介護支援事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供し、その効果及びコスト等の検証を行う事業を実施する。



住民のインフォーマルサービスへの参画

※上記の他、地域包括支援センターの事務負担の軽減（IT化の推進）や地域包括支援センター間の連絡会議の開催といった地域包括支援センターの機能強化に資する事業等を実施

※国から市町村への定額補助により実施